

後期高齢者医療制度

平成22・23年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料を負担していただいています。

その保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は、2年ごとに見直しされることになっており、このたび平成22・23年度の保険料率が決定しました。

平成22・23年度の保険料率

	平成22・23年度	平成20・21年度
均等割額	43,924円	43,924円
所得割率	8.23%	8.07%

兵庫県後期高齢者医療広域連合の決算剰余金約67億円の活用と、兵庫県に設置している財政安定化基金から約21億円を取り崩し、合計約88億円を繰り入れることにより、均等割額を据え置くとともに、所得割率の上昇を0.16ポイントに抑えることができました。

保険料の計算方法

年間の保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」（定額）と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

保険料の計算方法

$$\text{保険料額(年額)} \text{ (上限50万円)} = \text{均等割額} \text{ (43,924円)} + \text{所得割額} \text{ (総所得金額等 - 33万円) \times 8.23\%}$$

総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。ただし、ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません。

保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬にお送りする保険料額決定通知書でお知らせします。

所得に応じた保険料の軽減措置について

平成21年中の所得に応じて、平成22年度の保険料額が軽減されます。（軽減割合は平成21年度と同じです）

【均等割額の軽減】

平成21年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が、下の表の基準金額以下の方は、基準に応じた割合の軽減が受けられます。

なお、基準額の算出にあたっては、65歳以上の公的年金受給者の場合、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除して軽減判定されます。

【所得割額の軽減】

所得割額算定にかかる所得（総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額）が58万円（年金収入のみ場合は21.1万円）以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の保険料の軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、制度加入から当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。さらに特例として、平成22年度は均等割額が9割軽減され、年額4,392円となります。

ただし、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

問い合わせ

市民安全部保険・医療課
（滝野庁舎）
☎48・3004



均等割額の軽減措置の対象となる総所得金額等（被保険者+世帯主）の基準		軽減割合（軽減後の均等割額:年額）
基礎控除額 （33万円）以下	被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円	9割（4,392円）
	上記以外	7割（13,177円） 8.5割（6,588円）
「基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）」で算出した額以下		5割（21,962円）
「基礎控除（33万円）+35万円×被保険者の数」で算出した額以下		2割（35,139円）

本来は7割軽減ですが、軽減措置により平成22年度は8.5割の軽減となります。